

## 目次

### 教育委員会規則

- 北海道立学校管理規則等の一部を改正する教育委員会規則…………… 1  
告示
- 道指定有形文化財及び道指定無形民俗文化財の指定について…………… 2
- 教育職員免許状の失効について…………… 3

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立学校管理規則等の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第16号)

- 1 趣旨  
道立学校において、所在する地域の気候の変化に応じ、夏季休業日を従来よりも長く設定するなど、柔軟な学校運営を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容  
次の教育委員会規則において、夏季休業日及び冬季休業日を設定できる総日数を50日以内から56日以内に拡大することとした。
- (1) 北海道立学校管理規則  
(2) 北海道立高等学校学則  
(3) 北海道立特別支援学校学則  
(4) 北海道有朋高等学校学則  
(5) 北海道立中等教育学校学則
- 3 施行期日  
この教育委員会規則は、令和6年4月1日から施行することとした(附則関係)。

## 教育委員会規則

北海道立学校管理規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
令和5年11月28日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

### 北海道教育委員会規則第16号

北海道立学校管理規則等の一部を改正する教育委員会規則  
(北海道立学校管理規則の一部改正)

第1条 北海道立学校管理規則(昭和32年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第3号を次のように改める。

(3) 開校記念日 校長が定める日

第26条第1項第5号及び第6号中「引き続き25日以内」を「校長が定める期間」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項第5号及び第6号の校長が定める期間は、それぞれ連続するもの(同項第1号及び第2号の日を含む。)とする。

3 校長は、第1項に規定するほか、一の学年(同項第5号及び第6号に掲げる期間を除く。)において、10日以内の休業日を定めることができる。

第26条第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第5号及び第6号並びに前項で定める休業日の総日数は、56日以内とする。

(北海道立高等学校学則の一部改正)

第2条 北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号を次のように改める。

(3) 開校記念日 校長が定める日

第7条第1項第5号及び第6号中「引き続き25日以内」を「校長が定める期間」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項第5号及び第6号の校長が定める期間は、それぞれ連続するもの(同項第1号及び第2号の日を含む。)とする。

3 校長は、第1項に規定するほか、一の学年(同項第5号及び第6号に掲げる期間を除く。)において、10日以内の休業日を定めることができる。

第7条第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第5号及び第6号並びに前項で定める休業日の総日数は、56日以内とする。

(北海道立特別支援学校学則の一部改正)

**第3条** 北海道立特別支援学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号を次のように改める。

(3) 開校記念日 校長が定める日

第9条第1項第5号及び第6号中「引き続き25日以内」を「校長が定める期間」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項第5号及び第6号の校長が定める期間は、それぞれ連続するもの(同項第1号及び第2号の日を含む。)とする。

3 校長は、第1項に規定するほか、一の学年(同項第5号及び第6号に掲げる期間を除く。)において、10日以内の休業日を定めることができる。

第9条第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第5号及び第6号並びに前項で定める休業日の総日数は、56日以内とする。

(北海道有朋高等学校学則の一部改正)

**第4条** 北海道有朋高等学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第3号を次のように改める。

(3) 開校記念日 校長が定める日

第19条第1項第5号及び第6号中「引き続き25日以内」を「校長が定める期間」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項第5号及び第6号の校長が定める期間は、それぞれ連続するもの(同項第1号及び第2号の日を含む。)とする。

3 校長は、第1項に規定するほか、一の学年(同項第5号及び第6号に掲げる期間を除く。)において、10日以内の休業日を定めることができる。

第19条第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第5号及び第6号並びに前項で定める休業日の総日数は、56日以内とする。

(北海道立中等教育学校学則の一部改正)

**第5条** 北海道立中等教育学校学則(平成18年北海道教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号を次のように改める。

(3) 開校記念日 校長が定める日

第8条第1項第5号及び第6号中「引き続き25日以内」を「校長が定める期間」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項第5号及び第6号の校長が定める期間は、それぞれ連続するもの(同項第1号及び第2号の日を含む。)とする。

3 校長は、第1項に規定するほか、一の学年(同項第5号及び第6号に掲げる期間を除く。)において、10日以内の休業日を定めることができる。

第8条第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第5号及び第6号並びに前項で定める休業日の総日数は、56日以内とする。

**附 則**

この教育委員会規則は、令和6年4月1日から施行する。

---

告

示

---

**北海道教育委員会告示第64号**

北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)第4条第1項の規定により別記1の

---

有形文化財を北海道の有形文化財に、同条例第26条第1項の規定により別記2の無形民俗文化財を北海道の無形民俗文化財に指定した。

令和5年11月28日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

別記1

- 1 種 別 有形文化財(考古資料)
- 2 名 称 勝山館跡宮ノ沢右岸出土品
- 3 員 数 88点(内訳:陶磁器43点、木製品32点、骨角器11点、金属製品2点)
- 4 指定年月日 令和5年11月28日
- 5 所在地 檜山郡上ノ国町字大留50-1
- 6 所有者 上ノ国町

7 指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則(昭和52年北海道教育委員会規則第12号)第1条及び別表第1道指定有形文化財指定基準考古資料の部

2 政治、宗教、産業、学芸、文化等の遺跡の出土品その他歴史時代の遺物で学術上価値の高いもの

(2) 指定理由

北海道最古の民家である国指定重要文化財旧笹浪家住宅の保存修理工事に伴う平成11年の発掘調査により発見された、慶長期(16世紀末~17世紀初頭)の出土品である。和人と関連する形代、「む志ろ」(菴)と墨書きされた木簡などとともに、アイヌ文化と関連するイクパスイ(捧酒箸)、弓、シロシ(印)付の漆器盆や骨角器が混在していることが特徴である。当該出土品は、中近世を通じての和入地におけるアイヌ民族との交易・交流を考える上で、資料的価値は高い。

別記2

- 1 種 別 無形民俗文化財(風俗慣習)
- 2 名 称 佐女川神社寒中みそぎ神事
- 3 指定年月日 令和5年11月28日
- 4 所在地 木古内町
- 5 保護団体 佐女川神社
- 6 指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則(昭和52年北海道教育委員会規則第12号)第53条及び別表第6道指定無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

(1) 由来、内容等において生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(2) 指定理由

佐女川神社寒中みそぎ神事は、木古内町に所在する佐女川神社の神事として永く伝承されてきたもので、行修者と呼ばれる4人の青年が神社に参籠して鍛錬を繰り返しつつ垢離をとり、御神体を奉持して沐浴する形態をとっている。

天保2年から続く歴史性に加え、神事期間中の行修者による厳格な潔斎に関する慣行は、鍛錬部と呼ばれる先輩行修者から引き継がれているもので、「穢」に対する漁民の心情を反映した習俗として地域的特色が豊かである。

また、神事としての側面のみならず、町観光協会などとの連携による観光イベントとしての要素を加えつつ、地域に根付いた祭りとなっており、文化財の保存と活用の在り方を理解する上で特に重要なものである。

北海道教育委員会告示第65号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和5年11月28日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏 名	越 湖 圭 祐	本 籍 地	北 海 道
-----	---------	-------	-------

免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 (理科)	令2中1第1032号	令和3年3月20日	北海道教育委員会
高等学校教諭1種免許状 (理科)	令2高1第1361号		
失効年月日	令和5年11月9日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		